

「宍粟市手話啓発ロゴマーク」使用説明書

手話の普及や啓発、手話の使いやすい環境づくりを推進するために活用するロゴマークの使用説明書です。

この使用説明書と使用規程をご確認のうえ、ぜひロゴマークを活用して、一緒に手話の魅力を発信していきましょう。

1. ロゴマークのデザイン

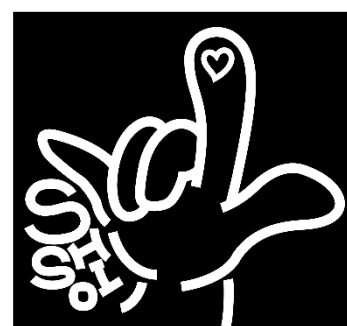
【カラー】



【モノクロ】



【白抜き】



2. 使用の手続き

ロゴマークを使用する場合には、必ず事前に申請をお願いします。

また、宍粟市手話施策推進会議及び宍粟市手話施策推進会議の構成団体が使用する場合には、使用の承認は必要ありませんが、別紙使用届出書をご提出ください。

3. ロゴマークの使用条件

- (1) 必ず画像中のマークと文字を一体として使用する。
- (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。
- (4) 色を変えない。

4. 問い合わせ先・申請書の提出先

宍粟市役所 健康福祉部 障害福祉課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6

TEL : 0790-63-3101 FAX : 0790-63-3062

E-mail : shogaifukushi-kk@city.shiso.lg.jp

(別紙)

宍粟市手話啓発ロゴマーク使用届出書

令和 年 月 日

障害福祉課長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

宍粟市手話啓発ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用内容		
使用方法 (物品、数量等)		
使用期間 (予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
担当者連絡先	担当者	
	電話	
	E-mail	
備考	※企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください	

宍粟市手話啓発ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、宍粟市手話啓発ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、手話の普及や啓発、手話の使いやすい環境づくりを推進するとともに、手話の魅力発信を目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙のデザイン並びにこれらを展開したものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、宍粟市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、宍粟市手話啓発ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を宍粟市長（以下「市長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。

- (1) 宍粟市手話施策推進会議及び宍粟市手話施策推進会議の構成団体が使用するとき。
- (2) 地方公共団体等が、手話の啓発や普及を目的とした事業・イベント等を実施する際に使用するとき。
- (3) 報道機関が報道目的で使用するとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第1条に定める目的に合致する使用であることを認めたときは、宍粟市手話啓発ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。また、承認にあたっては、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(使用承認の基準)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合。
- (3) 自己のシンボルマークや商標・意匠として使用するおそれがある場合。
- (4) その他、不正な使用が行われるおそれがある場合。

(使用における遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するにあたり、使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦横比などオリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) 使用の承認を受けた内容に限ること。
- (3) 使用の承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) その他、市が指示する使用条件がある場合は、それに従うこと。

(使用に要する費用)

第8条 ロゴマークの使用は無償とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマークを使用できる期間は、特に定めない。ただし、市長が特に必要と認める場合は使用者に対し、第5条に基づき、承認の条件としてロゴマークの使用期間を指定することができるものとする。

(承認内容の変更等)

第10条 使用承認の内容を変更しようとするときは、再度市長に申請書を提出しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第11条 市長は、ロゴマークの使用が承認内容に違反していると認めるときは、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 前項の使用承認の取り消しによって使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

(別紙)

【カラー】



【モノクロ】



【白抜き】

